

## 使用済燃料再処理等積立金の引き渡しの指示について

平成28年10月13日付けをもって特定実用発電用原子炉設置者から原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律第5条第1項の規定による届出の提出がありましたので、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき、公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センター 理事長 高橋彰宛てに、使用済燃料再処理等積立金に相当する金銭その他の資産の引き渡しを指示しました。

### 1. 届出の提出のあった特定実用発電用原子炉設置者

北海道電力株式会社  
東北電力株式会社  
東京電力ホールディングス株式会社  
北陸電力株式会社  
中部電力株式会社  
関西電力株式会社  
中国電力株式会社  
四国電力株式会社  
九州電力株式会社  
日本原子力発電株式会社  
電源開発株式会社

### 2. 引き渡しのする機構の名称

使用済燃料再処理機構(青森県青森市堤町二丁目1番7号)

平成28年11月8日  
資源エネルギー庁 電力・ガス事業部  
原子力立地・核燃料サイクル産業課